

市町村震災関係職員確保連絡会議設置要綱

(設置)

第 1 東日本大震災により特に甚大な被害を受けた沿岸部の市町（以下「被災市町」という。）が復興関連事業を実施していく上で課題となっている職員のマンパワー不足の解消を図るため、「市町村震災関係職員確保連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 被災市町の震災関係職員確保に係る情報共有と課題の整理・検討に関すること。
- (2) 課題の解消に向けた具体的な取組に関すること。
- (3) その他、課題の解消のために必要な事項に関すること。

(組織及び会議)

第 3 連絡会議の構成員は、別表 1 に掲げる地方公共団体とする。

- 2 連絡会議に座長を置き、宮城県総務部長の職にある者を充てる。
- 3 連絡会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 4 座長は、副座長を指名することができる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 座長は、連絡会議の会議に別表 2 に掲げる者その他構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 4 連絡会議の庶務は、宮城県総務部市町村課において処理する。

(委任)

第 5 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

別表 1

宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

別表 2

総務省、復興庁宮城復興局、東京都